

舞鶴市	舞鶴公共船員職 業安定所
松山市	松山公共船員職 業安定所
高知市	高知公共船員職 業安定所
佐世保市	佐世保公共船員 職業安定所
鹿兒島市	鹿兒島公共船員 職業安定所
日南市	油津公共船員職 業安定所

○關谷政府委員　ただいま議題となり
ました公共船員職業安定所増設に関し
まして、国会の承認を求める件の提案
理由の御説明を申し上げます。

安定所は、同法の施行とともに昭和二十三年十二月二十一日、これを十九箇所に設置し、今日に至つておるのであります。船員需給の情勢の推移に伴い、船員職業安定業務はいよ／＼増加する一方、既設の公共船員職業安定所をもつてしては、その設置の地理的條件から、利用者にあまねくサービスを提供することがきわめて困難なる事情にあるのであります。

以上のごとき実情でありますので、既設以外の箇所にも、予算の許す限り公共船員職業安定所を増設し、もつて船員職業安定業務の円滑なる運営をはかることが緊要と存するのであります。

上つて、地方自治法第百五十六條第四項の規定により、御手元に差上げてあります増設案につきまして、国会の承認を求めたいのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことをお願いいたす次第であります。

○前田委員長　これより質疑に入ります。御質疑の方はこれを許します。

○玉置(信)委員 十九箇所設置し、さらに増設するということであります。が、今後何箇所ぐらい増設される御意思でありますか。さらにまたその設置される箇所についての御説明をお願いしたい。

○山口(傳)政府委員　お答えいたします。既設が十九箇所、今回増設の箇所が全部で十二箇所になっております。これらの選定につきましては、地元の要望、あるいはその地域に存在します船員の数、あるいは船舶の在籍

數あるいは船員法の業務で取扱ひの多いところ、なほ最後には地理的な分布状況も勘案いたしまして、今回は十二箇所にいたしております。われ／＼としては、できるならばもう教員箇所くらいふやさないと、完璧を期し得ないのでありますけれども、このたびの予算ではそこまでの理想が実現できませんで、十二箇所にどめたわけであります。

○玉璽(信)委員 十二箇所増設される
といふことでありますが、どこ／＼に
置くといふことまではまだ未決定で、
その土地の事情、あるいは希望等によ
つてこれを決定するといふわけであり
ますか。

○山口(傳)政府委員 十二箇所を讀み上げます。室蘭、青森、銚子、三崎、

靜岡県の清水、和歌山県の勝浦、舞鶴、松山、高知、佐世保、鹿児島、宮崎県の日南市、以上十二箇所でありま
す。この十二箇所につきましては、い
ろいろの資料に基づきまして、政府とし
ては十二箇所を選ぶとすれば、順序と
してはこれらのものが該当する。その

後船員職業安定所法では、職業安定審議会というものがございます。そこに

語りまして、今回はこの程度でやむを得ないということに、審議の結果これだけを予定いたしております。將來われわれとしては、もう教簡所ぐらいほしいと思いますが、これはどう研究いたしましても、これ以上おやすこと

は、從來から請求しております予算、あるいは今回十六人ばかりふえました、が、それだけの金と人をもつてしては、これ以上の増設は無理でありますので、今回これにとどめた次第であります。

○玉置(信)委員　予算の關係上、さらに教箇所ふやしたいがふやされないという御答弁であります。予算措置ができればやろうということに解されるのですが、将来積極的に予算措置を講じてやろうという御意思があるのですか、どうですか。これについての見通しを承りたいと思います。

○山口(傳)政府委員　私どもとしては、次の予算編成期、今年の夏に二十

けることになりまして、増設費もあるいは、第七年度予算を編成します際には、大蔵省と折衝しまして、若干のところはふやしたいという心づもりであります。

○坪内委員　予算関係でちよつとお尋ねたいいたします。新たに職業安定所を設けることになりまして、増設費もあるいは、第七年度予算を編成します際には、大蔵省と折衝しまして、若干のところはふやしたいという心づもりであります。

は人件費、そういった関係がどういふふうになりますか、お尋ねいたしま

○山口(徳)政府委員 今回十二箇所増設の地方の物件費としまして、十六人だけふやしてもいいました。それと従来から成立しております地方職員九十三名、これを合せまして、彼此融通いたしましたして、十二箇所の増設の要員

といったわけでありす。金高とし
 てふえましたのは、過去において、二

十五年度は地方予算といたしましたして千
百九十一万七千円でございましたが、
今回の二十六年度予算では、千三百四
十九万九千六十円でございまして、前
年に比へまして、百五十八万二千六十
円ふえております。この内容は十六人

の増員の人件費でありまして、その他今お話のような増設費とか、その他の物件費等が予定されますが、これらはすべて置きます場所が、海運局の支局もしくは出張所の存在するところでございまして、そこに窓目を設けてやれ

ばいいということ、極力その方法で
まかなうことにしたような次第であり
ます。

○石野委員 今度十二箇所増設するとい
うことでありますが、船員局の方で
見て、もし当局がこれで十分だとする
箇所を設けるとしますと、あとのく
らいぐらい設けなければならぬでし
ょうか。

山口(傳)政府委員 できるだけおも

な港には全部置ければつこうなのでありますけれども、その辺程度問題でございしますが、私どもとしては、さらに五、六箇所ぐらいふやせば、どうにか安定業務としての全国的な網が整うのではないか、かように考えております。

○石野委員 教箇所、安定業務とし

ての業務は、あまり落ちなく一応やれ
るということですが、十二箇
所の増設に伴つて十六人の人員の増加
があり、あと九十三名と彼此繰り合
をしまして、それらの業務の運営を
円滑にして行きたいという趣旨もよく
わかりました。しかしそのために従来

ありました十九箇所の業務というものの、業務上の支障は生じないものであ

りまして、上りかき、もう一回念のためにお伺いいたします。

○山口傳 政府委員 従来からございまして十九箇所につきましては、二十三年の暮れ以来仕事をいたしておりましたが、その辺の統計的な点と全部開く

まして、それからよく／＼意見も聞きまして、かなり人員をほかにさきましたから、確かに弱体化するところもございますが、それは大体こなせるという見当をつけて、あなばいいとしております次第であります。

○石野強員 もうあと教簡所で一応の
 用途がつくということにはけっこうです
 が、特に海運の問題については、国家
 政策の上から言いましたも、大きい問
 題が残されておると思うのでありま
 す。今後船腹の増強を必要とする時期
 でございますので、おそらく人員が
 過剰になるということよりも、一層多
 くを必要とするような事態が考えられ
 ますから、従来考えられておりました

ような失業対策の問題よりも、そういう雇用の面で業務がふえて来るのだと思います。そういうようなことも含めて、その教簡所の問題を一応その辺で妥当だというお考えなのでございましょうか。

○山口(傳)政府委員 さように考えて
おります。

○岡田(五)委員　今石野委員から御質問になりました問題に関連しておるのではありませんが、聞くところによりますと、第六次造船の追加分も発注になり、第七次造船の二十万トンも大体発注になるようであります。また買備船関係も三十八隻とか、あるいは二十

策を講ぜられる必要がある、かように痛感するのであります。かように痛感いたしますがゆえに、その政府の施策実行の窓日であつて、現実に船員を把握し、現実と船員等の窓口となる安定所の設置といふことにつきましては、格段の覚悟と決意をともつて、適所にできるだけ多く、むだにならないように、有効に設置せられることを特に要望するのであります。私はここで、予算の範囲内というよりな言にとで、予算の範囲内と適切に設置せられることを要望いたします次第であつて、先ほど十二箇所設置し、なお五箇所設置したいというよりな御説明もあつたよう

九箇所も増設する必要が、現在のいわけゆる船員界といいますが、労働界の事情から勘案いたし、また今後の日本の海運界の増産の緊急性からいたしまして、私は痛感いたしたのであります。が、その辺の政府委員の覚悟といいますが、その決意のほどを、一応御披露願いたいと考えるのであります。

山口(傳)政府委員　ただいまのお話は、私どもとしてはまったく同感で、今後微力を盡して整備に当たりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

坪内委員　この法案によりまして人員が増加するのでありますが、定員法改正はこれに伴わないのであるかどうか、ちよつと伺いたいと思います。

山口(傳)政府委員　むしろ来年度の定員法の改正には、これが前提になるわけであります。

石野委員　ただいま坪内委員から御問がありましたが、関係のあるところの意味は、岡田委員の質問と

人します。

も関連いたしましたして、船員の需要が非常に多くなつて参りますと、必然的にそれに間に合わせるために、定員の改正といふことには増減があるわけですが、われ／＼の見通しは、むしろ定員を減少せしめるといふことなども、多分に含まれておるじやないかと、お上りな懸念を持つておりますが、お上りな懸念をもちまして、定員改正をございましてよろいか、お漏らし願ひたいと思ひます。

○山口(傳)政府委員 地方に海運局がございまして、海運局の方の定員はいろいろな点から若干減少を見るわけでありまして、ところが、一方どういつた港運業務の関係から、この方は積極的によらず、その他これに似たようなことでは、たとえば船員海外渡航許可業務等で人をよすとか、その減る分をこれで幾らか防ぎわけしておりますが、減るものは減つて行つてゐるわけでございます。たしか来年度全国の海運局で約四百名くらいは減るのであります。これらのものと船員職業安定所の定員の上りに増加するものとは相殺されるのであります。

○石野委員 ただいまの問題に関連いたしましたして、船舶職員の定員の問題等が自然に出て来ると思ひますのでございまして、もしそういう問題についての資料が何かありまして、御説明いただければつづらうと思ひますのであります。たとえば無線通信士等の定員を減らすといふことなどを、巷間聞いておるのでありますけれども、政府ではそういうことを今考へておるのでしょうか。

○山口(傳)政府委員 オペレーターの定員に関しては、デリケートでございまして、普通の一般の方は、大体船員法

で規定してあることをまかない得る人間を乗せることになつております。オペレーターの方は、もとは電波法の関係で、あと海上保安庁の方でいろいろ資格などございます。従つて端的に言へば、オペレーターの定員は電波監理委員会と保安庁の方で定められるわけでございます。われ／＼にも考へてございまして、たしか今のお話の聞いておられる点は、船舶職員の関係だろつと思ひます。何か現状よりはちよつと減るようなことを私も聞いておりますが、これには問題があつて、いろいろ請願が出ておまして、国会で論議されるのではないと思ひます。私ももとしまして、人が足りなくなつて来れば、国際水準は守つて、それ以上は内部の相談でやつてもらおうという考へでおります。

○石野委員 本件につきましては、いづれ後ほどまた問題が提起されるものと思ひますので、ただいまの説明だけをお聞きしておきます。

○前田委員 本件の審査は、本日はこの程度にいたします。

○前田委員長 次にモーターボート競走法案を議題とし、審議を進めます。まず提案者の提案理由の説明を求めます。坪内八郎君。

モーターボート競走法案
第一章 総則
第一條 この法律は、モーターボートの性能の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他モーターボートの製造に関する事業の振興に寄與し、あわせて

海事思想の普及宣伝と観光事業に資するともに、地方財政の改善を図るために行ふモーターボート競走に關し規定するものとする。

第二章 施行者並びにモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(競走の施行)
第二條 都道府県及び人口、財政等を考慮して地方財政委員会が指定する市町村(以下「施行者」といふ)は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走(以下「競走」といふ)を行ふことができる。

第三條 施行者は、競走の実施を当該都道府県に設立するモーターボート競走会(以下「競走会」といふ)に委任することができる。

(競走の実施の委任)
第四條 競走会は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一箇を限り設立するものとする。

第五條 競走会は、国内において一箇の全国モーターボート競走会連合会(以下「全国競走会連合会」といふ)を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表決権を有し、多数決をもつて全国競走会連合会の総会の議事を議決するものとする。

第六條 全国競走会連合会は、モーターボート競走場(以下「競走場」といふ)に使用するモーターボート及びモ

ター及び審判員の登録、各施行者の競走日程の作成その他の競走の実施に關する指導調整並びにモーターボートに關する事項の振興を目的とする。

第七條 競走会及び全国競走会連合会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定により設立される法人とする。

第三章 競走の実施
(競走場)
第五條 競走は、競走場で行わなければならない。

(登録)
第六條 競走場、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員は、全国競走会連合会に登録されたものでなければならない。

(入場料)
第七條 施行者は、競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

(勝舟投票券)
第八條 施行者は、一口金五十円又は百円の勝舟投票券を券面金額で発売することができる。

第九條 施行者は、前項の勝舟投票券十枚分を一枚をもつて代表する勝舟投票券を発売することができる。

(勝舟投票券の購入等の禁止)
第九條 左の各号の一に該当する者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。但し、第二号に該当する者が、みずからその運営に従事しない競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受ける場合は、この限りでない。

一 選手、審判員、競走会の役員並びに全国競走会連合会の役員及び職員
二 前号に掲げる者を除き、競走監督官及び競走の執行委員、事務員、会計係員、連絡係員その他の競走の運営に従事する者

(払戻金)
第十條 施行者は、勝舟投票券の的中者に対し、その競走についての勝舟投票券の売上金(勝舟投票券の発売金額から第十二條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ)の額の百分の七十五に相当する金額の払戻金を当該勝舟に対する各勝舟投票券にあん分して交付しなければならない。

第十一條 勝舟投票券の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝舟以外の出走したモーターボートに投票した者に対し、各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付しなければならない。

第十二條 前二項の規定により勝舟投票券の的中者又は勝舟投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、運輸省令で定める。

は、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨てによつて生じた金額は、施行者の収入とする。

(投票の無効)

第十二條 勝舟投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべきモーターボートがなくなり、又は一隻のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝舟がなかつたこと。

2 発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートが出走しなかつた場合は、そのモーターボート

(第一番及び第二番となつたモーターボート)をその順位で一組として勝舟とする勝舟投票法(以下「連勝式勝舟投票法」という。)

にあつてはそのモーターボートの属する組)に対する投票は、無効とする。連勝式勝舟投票法において同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合において、表示されたモーターボートのうちいづれか一隻のみが出走したときは、その組に対する投票について、同様である。

3 前二項の場合においては、当該勝舟投票券を所有する者は、施行者に対して、その券面金額の返還を請求することができる。

(払戻金及び返還金の支払)

第十三條 第十條の規定による払戻金又は前條の規定による返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該勝舟投票券と引換に、請求し、且つ、支払うものとする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十四條 第十條の規定による払戻金又は第十二條の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

第十五條 施行者は、第十二條第三項に規定する場合を除くの外、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様である。

(競走の公正を確保するための措置)

第十六條 全国競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、モーターボートの出走停止又は選手の出場停止の処分をすることができ。

(競走場内の取締)

第十七條 施行者は、競走場内の秩序を維持するため、入場者の整理、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第十八條 施行者又は競走会は、競走の公正且つ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができ。

一 モーターボートの出走を停止すること。

二 選手の出場を停止すること。

三 入場を拒否し、又は入場者に対し競走場外への退去を命ずること。

第四章 収入及び支出

(施行者の収入)

第十九條 施行者は、勝舟投票券の売上金の額の百分の二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

(国庫納付金)

第二十條 施行者は、前條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(競走会への交付金)

第二十一條 施行者は、競走会に競走の実施を委任したときは、第十九條の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の五を超えない金額を当該競走会に交付しなければならない。

(施行者の負担する実施に要する費用)

第二十二條 施行者は、第十九條の規定により自己の収入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、競走の実施につき競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

第五章 雑則

(勝舟投票券の発売停止等)

第二十三條 運輸大臣は、施行者競走会又は全国競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該施行者、競走会又は全国競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝舟投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該施行者、競走会又は全国競走会連合会に対し公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合は、事後に聴聞をすることができ。

(競走監督官)

第二十四條 運輸大臣は、運輸省の職員に、その身分を示す証票を携帯させて、勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付その他競走の実施に関し、監督を行わせることができる。

2 前項の職員は、競走監督官とする。

(届出又は報告)

第二十五條 運輸大臣は、施行者から、競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十六條 この法律に定めるものの外、競走の実施の委任に関する事項、競走場、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員の登録規程その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二條第二項の規定に違反した者

二 この法律の規定により行方競走に關し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第九條の規定により勝舟投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定により勝舟投票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して勝舟投票券を発売した者

二 第九條の規定に違反した者

三 前條第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前條第三号に規定する者を除き、同條第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十九條 競走会若しくは全国競走会連合会の役員、競走の執行委員その他の競走の運営に従事する者又は選手が、その職務又は競走に關して、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競走に關して、賄りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、よつて不正の行為をなし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄りは、没収する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価額を追徴する。

第三十條 前條第一項又は第二項に規定する贈物を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 モーターボート競走の施行に關すること。

3 地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十四号を第二十五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 モーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

○坪内委員 ただいまからモーターボート競走法案の提案理由を御説明いたします。

この法律案の内容は、直接には競走の施行主体、競走の運営、競走の監督等、モーターボート競走をいかにして行かへば規定してあるものであります。法律の究極の目的は、第一には、この競走の実施を通じて現下日本経済の基礎となるべき海運事業の発展、すなわち造船工業の技術改善、船舶機関の性能改善を、モーターボートを通じてはかるといふ遠大なる意図にあり、かつ広く海外にわが国のモーターボートのすぐれた点を宣伝すること。

とによつて、モーターボートの製造に關する事業の振興に寄與するといふこととであります。

モーターボートの競走は、昭和の初めごろより同好のアマチュアの間に流行して、現在わが国にこれらアマチュア同好者の所有する競走用モーターボートだけでも、全国で百数十隻に上り、これを運轉するアマチュア選手もほぼ同数ありますが、かかる個人的嗜好により始められたモーターボート競走は、過去の実績より見ますれば、モーターボートを初め、舟艇の性能向上、關係事業の振興に役立てて参つたことは、周知の事実であります。その具体的な点につきましては、御審議の進行に連れ、詳しく御説明申し上げます。

本法案の仕組に上りたいと思ひます。本法案の仕組により、全国にわたり、しかも權威の視察の前で大衆的に実施せられるようになり、早晩わが国のモーターボートの性能、生産技術といったようなものは、面目を一新すると思ひます。またボート用モーターの輸出は、民間貿易で取扱つたものだけでなく、お手元の資料のごとく相当量に上つておりますが、この競走の実施と相まつて海外宣伝が當を得れば、將來この輸出量は飛躍的に増加すると確信いたします。

この法律案のねらいとして第二に申し上げなければならぬ点は、海事思想の普及宣伝と観光事業に資するといふこととであります。何と申しましても四面環海のわが国にとりましては、國民のすべてによろしく海事思想を徹底することが望ましいのであります。モーターボートの競走は、お手先に差上げた予定競走場一覽でもわかりますように、

うに、海浜で行われることも少なくなく海上を疾走して覇を競うモーターボートの雄壯な姿は、おのずから觀衆に海事に關する関心を引起さずにはおかないと考へます。また競走場にはいわゆる國際觀光地、またはその付近に適地も少くありませんし、外來觀光客の好みに合いますので、觀光客の娯樂としてもいささか資するところがあると思ひます。

最後に、この法律案の効果として忘れてならないことは、地方財政に寄與するといふこととあります。本法案は、自動車、小型自動車の場合と同様、モーターボートの競走について勝舟投票券の発売を認めておるのであります。勝舟投票券の売上金の一部は、施行主体たる地方公共団体の収入となるのであります。この關係を簡単に申し上げますと、要するに勝舟投票券の売上金の七五％は、投票者に対する配當に充て、残額二五％のうち五％は、施行の主体である都道府県等の委任を受け、実際に競走の運営の面に當る競走会の費用に振向け、あと二〇％は國庫に納入、詰まるところ施行主体たる都道府県の所得は一七％となるわけとあります。もちろん都道府県の支出も相當ありますが、大体小型自動車の場合と同様ないしちよつと少いくらいの七ないし一〇％くらいは、純益的な収入となると考へられます。

なおあまり細部まで規定するものもいたらずに法案を複雑にすると思へまして、地方公共団体が競走会に競走の実施を委任することに関する事項、競走場、選手、競走用モーターボート、審判員の適格基準といったような法律

の施行に必要な事項は、主管省となつております運輸省当局が省令として定めることとしております。これらの進捗の状況、規定の内容等につきましては、あらましの腹案はできておるようであり、また、御審議の都合で要すれば運輸省關係官の御協力も得たいと思ひます。

なおこの法律案は、自動車及び小型自動車の競走と同一の仕組で、地方公共団体がモーターボートの競走を施行し得る道を開くものであります。自動車及び小型自動車につきましては、おの／＼自動車競技法及び小型自動車競走法に基きまして、それ／＼活榮に競走が行われ、漸々その目的を達成いたしておりますことは、よく御承知のことと存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法案が成立いたしますよう、おとりはからい願ひたいと存じます。

○前田委員 本案に対する質疑は次会に譲ります。

○前田委員 此の際お諮りいたしました。理事會において相談いたしました結果、本委員會の國政調査事件、國鉄經營方式として公共企業体獨立採算制の是非、地方機構の現状について、關係者を招致し、参考人としてその意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の選定及び招致日時につきましては、委員長及び理事に御一任をお願いいたしますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前田委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十分散會